

銚田市長 宛

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者)

連絡先 電 話

(日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。)

銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付申請書

銚田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付要綱第7条の規定により次の書類を添えて申請します。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助金申請に関する誓約書(様式第3号)
- (3) 登記事項等確認書類
  - ア 法人：商業登記簿謄本(全部事項証明書(交付日から3ヶ月以内のもの))
  - イ 個人：代表者のマイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し若しくは住民票抄本(交付日から3ヶ月以内のもの)
- (4) 決算確認書類(令和3年分)
  - ア 法人：決算書(貸借対照表, 損益計算書, 個別注記表)
  - イ 個人：確定申告書(確定申告書(第一表・第二表)又は所得税青色申告決算書(1～4面)又は収支内訳書(1・2面)のいずれか

※申告時期等が未到来の場合, 開業届又は設立登記簿の写し
- (5) 市長が特に必要と認める書類

事業計画書

【申請者情報】

法人名(個人の場合は個人名)	
代 表 者 名	
業 種 ( <input checked="" type="checkbox"/> チェックをお願いします)	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他(         )
連 絡 担 当 者	
電 話 番 号	
E - m a i l	

申請概要	申 請 事 業 ( <input checked="" type="checkbox"/> チェックをお願いします)	<input type="checkbox"/> 省エネ機器導入事業 <input type="checkbox"/> 電気自動車等導入事業 <input type="checkbox"/> 断熱効果の高いリフォーム事業
	事業開始予定日	年    月    日
	事業完了予定日	年    月    日
	補助金交付申請額※1	円

※1 申請事業の(別紙)「補助金交付申請額」の金額を記載

(別紙)

【断熱効果の高いリフォーム事業】

□リフォーム工事の概要

事務所・店舗等の名称	
場 所(住所)	
リフォーム工事の概要 (どの様なリフォームを行うのか 具体的に記載してください。)	

□補助金交付申請額

項 目	数量	単価	金額(税抜)
①合計(補助対象経費)			
②補助金交付申請額(①×2/3) ※千円未満切り捨て、かつ20万円が上限			

【添付書類】

- 見積書又は領収書(申請者名義の宛名が記載されているもので、経費の明細が分かるもの)の写し  
※工事を既に実施済みで領収書に経費の明細について記載がない場合は、領収書の他に施工した業者が発行した経費の明細が分かるものを提出してください。
- リフォーム工事を行う事務所等の所在地を示した地図の写し
- リフォーム工事前の写真(写真の裏面に事業者名等を記入し写真台帳等に貼付して提出してください。)※リフォーム工事を既に実施済みでリフォーム工事前の写真がない場合は、施工業者等の証明書を提出してください。

断熱効果の高いリフォーム事業の要件等

補助対象断熱 リフォーム工事	要件等
ペアガラス設置工事 等	・自己が使用している市内事業所のリフォームであること ・リフォーム前後で施工したことが視覚的に分かるもの ※ガラスにフィルムを貼る、ガラスコーティングをする等は対象外

※公租公課(消費税及び地方消費税額等)は補助対象外

※事務所等の修繕、自主施工する場合の person 費及び材料費等は補助対象外

補助金申請に関する誓約書

年 月 日

銚田市長 宛

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び  
代表者氏名)

電話番号

私は、下記の内容について、相違ないことを誓約します。

なお、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して、市が行う一切の措置について、異議の申立てを行いません。

また、誓約した下記の内容について、市が確認のために行う関係機関への照会を行うことについて承諾します。

記

- 1 市税及び市民法人税の滞納はありません。
- 2 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としておりません。
- 3 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等に該当していません。
- 4 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 5 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はありません。
- 6 銚田市中心小企業等エネルギーコスト削減補助金交付要綱及び関係法令等を遵守します。
- 7 銚田市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 8 補助金の取消等により返還の命令があった場合は、これに応じます。